

第15回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会

日時 令和4年7月9日(土)

14:00～16:28

場所 高松センタービル

201会議室

(委員長を除く委員はウェブ会議システムにより出席)

出席委員(○印は議事録署名人)

永田委員長

河原委員

鈴木委員

高月委員

○中杉委員

松島委員

○門谷委員

I 開会

- (木村環境森林部長から挨拶)

II 会議の成立

- 事務局から、豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会委員7名中7名が出席しており、設置要綱第6条第2項の規定により会議が成立していることを報告した。
- 議長(委員長)から、直島町の欠席と、特段の意見はなかったことを報告した。

III 議事録署名人の指名

- 議長(委員長)が出席委員の中から、中杉委員と門谷委員を議事録署名人に指名した。

IV 傍聴人の意見

<公害等調整委員会>

- (公害等調整委員会)ここま聞いているところでは、遮水壁の撤去が終わり、地下水

の浄化も進み、引き渡し時の処分地の姿についても合意がなされたと聞いている。関係者の皆様の大変なご尽力があったのだと推察している。

私ども公害等調整委員会は、この7月に委員長が交代したが、新委員長にも早速本件の状況については伝えている。引き続きフォローアップをしていきたいと思うので、よろしく願います。

<豊島住民会議>

- （豊島住民会議）フォローアップ委員会の先生方には精力的に取り組んでいただき、心からお礼申し上げます。

以下に本日検討していただきたいことを申し上げます。2点ある。

1、資料15・Ⅱ／5、別紙、整地のイメージ図は非常に分かりにくいので、これから香川県が処分地全体を管理する明確なイメージ図を提示していただきたい。

2番目、資料15・Ⅱ／5、「処分地の整地工事に関する基本方針」の決定の図1、土地引き渡し時（平面イメージ）の豊島廃棄物等処理事業のために造られた施設は全て撤去していただきたい。よく分かる「香川県が管理時の処分地の形状図面」等と「引き渡し時の処分地の形状図面」等を提示していただきたいということである。

- （委員長）まず、両方とも引き渡しの整地に関係する話、Ⅱ／5、その話であった。また、後ほど話がある。我々、高月先生と私から出させていただいた要請に対して合意が結ばれたという、その話の中では、この整地の状況についてはどうしていくかというのは、図面で示すことになっており、その図面自体は本格的なものがまだ出されていないという状況である。それは、このフォローアップ委員会にも検討資料として出して、ここでも議論したうえで正式なものにしていくということにはなるだろうと思うが、その前の段階でこのイメージ図というのが今日は議論の対象になっているわけであり、これが非常に分かりづらいという話だったが、その分かりづらいところがどこなのか、後ほどこれを議論していくので、いろいろまたご意見もいただきたいなと思っている。

と同時に、分かりやすく説明もしていただきたいなと思うので、よろしく事務局のほうにはお願いしておく。

それから、もう1点の平面イメージ図で造られた施設はすべて撤去するということをきちんと分かるようにしてくれという話かなと思うが、原則は全部撤去していくことになるのだろうと思っているし、その撤去の施設の名前は、これまでも撤去検討会のほうで列挙した形で書かれているわけである。

ただ、気になっているのは、最後の整地のところにも出てくる、西海岸に抜くためのヒューム管が埋設されてある。それは活用するということになっているのだが、その最後の状態というのはどういう形にしていっただいいのかというのは、まだ住民会議との間でまとまっていないのかなという気がするので、そのままにしておくのか、あるいは

は、住民会議が要らないと言ったときには県がそれを撤去することになるのか、そのあたりも含めて、それは私たちの認識では、県と住民の間で整地案をまとめていく過程の中でちゃんとしておいてほしいと思っている。議論の足りないところがあれば、後ほどまた指摘をしていただきたい。

ということで、よろしいか。

それでは、今のご意見については、その箇所でまた議論することにし、先に進ませていただく。まず、議題の1番目、撤去等事業の進捗状況、今年度分になるのか。その1、どうぞ。

V 審議・報告事項

1. 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の進捗状況

(1) 令和4年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の進捗状況（その1）（報告）【資料Ⅱ／1－1】

○（県）それでは、資料1をご説明させていただく。まず、資料1－1が令和4年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の進捗状況（その1）という形になっている。これは、前回フォローアップ委員会で決定いただいた事業の概要に従い実施している本事業の進捗状況を報告するものとなっている。

まず1ページ2からになるが、フォローアップ委員会での検討内容であるが、現在、処分地では、「排水基準の達成後の地下水浄化に対する基本的対応」に基づき、地下水検討会の指導・助言のもと追加的浄化対策を実施している。また、環境基準の到達の申請に向けた計測も実施している。これらの状況について、地下水浄化の進捗管理として資料3で報告するとともに、追加的浄化対策及びリバウンド対策の終了要件を資料4で審議いただきたいとも思っている。

それと、(3)になるが、前回フォローアップ委員会の「処分地の整地案の検討」に基づき整地案の検討を進めており、先ほども安岐さんのほうからお話が出たが、資料5で先生方にご審議いただきたいと思っている。

次に、この豊島廃棄物等処理事業報告書の作成については、現在、事務局で素案を作成中であり、この素案について、次回のフォローアップ委員会でご審議いただく予定としている。

それと、第13回フォローアップ委員会で審議・了承された、「豊島処分地における地下水浄化の達成状況に関する評価」について、積極的な地下水浄化対策前に排水基準を下回っていた13区画のうち、代表地点について計測を行い、先ほどの評価に反映させ、また、化学処理については、より精度を高めた算定方法をとったうえで、次回のフォローアップ委員会でご審議いただきたいと思う。

2ページ(6)の遮水機能の解除の影響に関する北海岸前の海域での生態系調査、アマモ場、ガラモ場の調査になるが、これまでに了承された調査の実施計画に基づき、調

査を実施している。このうち、今年度はアマモ場の調査を6月21日から23日に実施し、その実施状況を資料6-3で報告する。調査結果は現在取りまとめを行っており、次回以降のフォローアップ委員会で遮水機能の解除前後の比較結果を報告する予定となっている。なお、今回はアマモ場の調査を行ったが、ガラモ場の調査は来年1月に実施する予定としている。

次に、地下水・雨水対策検討会での検討内容となる。

まず、現在、豊島処分地では、「排水基準の達成後の地下水浄化に対する基本的対応」に基づき、一部の区画で追加的浄化対策を実施しており、その状況を資料3でご報告する。現時点でリバウンドは確認されていないため、リバウンド対策は実施していない。

追加的浄化対策及びリバウンド対策の終了要件について、第24回地下水検討会でご了承いただき、この案を今回のフォローアップ委員会資料4としてご審議いただく。

また、豊島処分地の水管理マニュアルに基づく対応を実施しており、このうち、揚水及び注水の状況について、資料3でご報告する。これまで特段の問題は発生していない。

また、「環境基準の到達・達成マニュアル」に基づき、地下水計測点のモニタリングを継続している。その結果を資料3でご報告する。先ほども申し上げたが、現時点でリバウンドは確認されていない。ただ、同マニュアルに定める基準は満たしていないために、現時点で環境基準の到達の申請には至っていないことをご報告させていただく。

3ページに進み、(6)は第24回地下水検討会で地下水・雨水対策の観点からの整地工事の検討が行われたので、その検討結果を反映させた処分地の整地工事における基本方針を資料5でご審議いただく。

続いて、撤去検討会での検討内容となる。昨年度から実施している豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事は、改訂された「豊島廃棄物等関連施設の第Ⅱ期工事に関する撤去手順」に基づき実施している。現在、一部の工事で工期の延長があったものの、全体行程で遅れは生じていない。

また、本年4月から工事着手したその他施設のうちの豊島専用栈橋の撤去工事も含め、撤去工事の進捗状況等の詳細を資料1-3でご報告する。

次に、令和4年度に撤去を実施する施設として、揚水井、貯留トレンチ、新貯留トレンチ、積替え施設、処分地内道路、それから下流側の排水路、地下水の観測施設などの観測井があり、これらの撤去工事については、本年10月からの工事を予定しており、それまでに基本計画書を審議いただくとともに、受注者決定後に実施計画書を審議いただく予定としている。

また、3) 処分地の整地についても、本年10月からの工事を予定しており、それまでに基本計画書を審議いただくとともに、受注者決定後に実施計画書を審議いただきたいと思います。

次に、令和4年度に実施する工事の実情を踏まえ、第Ⅱ期工事の撤去手順の見直しを行い、次回の撤去検討会で審議いただく予定としている。

現時点で撤去が完了した施設もあるが、全ての施設の撤去完了後に撤去検討会委員の確認を受け、第Ⅱ期工事の豊島内関連施設の撤去完了の確認をフォローアップ委員会にご報告する予定としている。

4ページに進み、第Ⅱ期工事である、遮水機能の解除工事や高度排水処理施設等の各撤去工事について、計画から実施結果までを取りまとめ報告書を作成することとしている。その素案を全ての施設の撤去完了後に取りまとめ、撤去検討会で審議いただく予定としている。

【1-1から1-3は一括して議論】

(2) 豊島処分地の地下水浄化対策等の状況（その8）（報告）【資料Ⅱ／1-2】

○（県）続いて資料1-2は、豊島処分地の地下水浄化対策等の状況（その8）となっている。

先ほども申し上げたが、「排水基準の達成後の地下水浄化に対する基本的対応」に従い追加的浄化対策を豊島処分地で実施している。局所的な汚染源の位置と、その実施状況を表1に取りまとめている。

また、「処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル」に基づき、地下水計測点、区画①、⑩、⑪、D西-1の4点において、環境基準の到達に向けたモニタリングを実施している。

追加的浄化対策とモニタリングの状況を資料3でご報告していく。

遮水機能の解除前後の地下水への影響調査を昨年11月から本年4月にかけて実施しており、その結果は次回のフォローアップ委員会に報告する。

【1-1から1-3は一括して議論】

(3) 豊島事業関連施設の撤去等の状況（その8）（報告）【資料Ⅱ／1-3】

○（県）次に資料1-3、豊島事業関連施設の撤去等の状況（その8）である。

豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事に関する手続きの状況であるが、第Ⅱ期工事については、令和3年度から実施してきており、既に撤去工事が完了している施設もある。その状況を表1で示しているので、ご確認いただければと思う。

表1の中で、既に撤去が完了している施設は完了、施工中のものは施工中と、その工期予定、最後の日の予定、それと、今後基本計画書を審議いただくもの、この3種類に分けて表示している。

2ページに進み、前回フォローアップ委員会開催時点で施工中であった各工事の今の進捗状況をお示ししている。

表2をご確認いただきたいのだが、表2のうち、左側から集水井と高度排水処理施設及び関連施設、簡易地下水処理施設については、集水井は6月30日に、高度排水処理施設等は4月25日に工事が完了している。西井戸と処分地内道路については、撤去工

事そのものは完了しているが、現在、解体撤去物の搬出を行っている状況にあり、工期の終了として8月31日を予定している。

3ページに進み、遮水機能の解除関連工事並びに遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設の撤去となるが、これらについては、4月20日に撤去工事が完了している。

また、(4)豊島専用栈橋の撤去工事は、本年4月から着手しており、10月31日に工期を終了する予定としている。

実際の工事について、まず栈橋上部の床版等の設備から撤去を順次進めており、5月10日にはフォローアップ委員会の鈴木委員による現地での視察・確認も受け、安全対策に関する指摘について実施事業者に指示して対応をしている。また、鈴木委員には、今後行っていく鋼管杭引抜き状況についても確認いただく予定としている。

4ページに進み、処分地の整地関連については、豊島住民会議との協議を進めるとともに、4月中旬から5月中旬に現地測量を実施し、整地の詳細設計を行っている。整地工事に関する基本方針について、資料5でご審議をいただく。

また、第Ⅱ期工事の撤去手順の見直しについては、今年度実施する工事の実情を踏まえて見直しを行い、次回の撤去検討会でご審議いただく予定としている。

【1-1から1-3は一括して議論】

○(委員長) いかがか。後ほど報告がない事項からすると、まず、栈橋の撤去に関して鈴木先生のほうにも現地指導をしていただいているが、鈴木先生、何かコメントをいただけるか。

○(委員) 今、説明いただいたとおりだが、5月10日に見せていただいた。全体は実施計画書どおり進んでいるというふうに見受けられる。私が見たのは、コンクリート床板を撤去していくときの状況をつぶさに見た。汚濁防止膜とそれから漏れていく汚染水があるかどうか、汚染というか、濁りがあるかどうかというのを防止膜の外から目視で見れていたが、濁りは外からは見られなかった状況である。

全体的には良好に進んでいたと思われるが、作業をしている人たちの労働安全衛生規則に対する認識というか、そのものは守られているのだが、例えば、安全ベルト1つにしても、着けてはいるが、ぴったり着けていない。また、落下者を受ける安全柵についても、緩い状態で安全柵が張られている。そうすると、これも安全柵が十分機能しなくなるような可能性が見てとれた。これらは現場でそれぞれ指示して、改善するように言っている。

5月10日でも非常に暑かった。この暑さ対策についても十分やるようにということで指示している。

だいたい以上である。またこのあと、鋼管杭引抜きについても見せていただく予定にしている。

- （委員長）県のほうから今、鈴木先生が言われたような話に対する対応、よろしく願います。
- （県）先生が言われたとおりの保護柵であるとか、緩みがあるということであったので、そのあたり、きっちりと工事の安全が第一であるので、我々からも事業者に指示しているところである。
- （委員長）重要なお指摘で、作業者の安全、それから健康管理については、根本的な話なので、ご指摘いただいた内容を普遍してほかの事項に関してもそれをちゃんとできるような状態で、そちらで監督するようなやり方をしていくように。
- （県）はい、承知した。
- （委員長）報告書の件だが、だいぶ前に県のほうから原案をいただいている。かなり厚い、あれは何ページぐらいあるのか。
- （県）500ページぐらいにわたっていたかと思う。
- （委員長）原案はかなり出来上がっており、私が事前にチェックさせていただいた後、次回のフォローアップ委員会でご提示し、見ていただく。ただ、かなりの時間を取ってチェックしていただければと思っているので、完成までには時間がかかるだろうと思っている。よろしく対応のほどお願いしておきたいと思う。
よろしいか。それでは、議題1番目はこれで終わりにさせていただく。また何かあればここへ戻っていただいて結構なので、よろしく願います。
議題の2番目、第24回の地下水検討会の審議概要ということで、事務局のほうから説明いただいた後、中杉先生にコメントいただきたいと思う。よろしく願います。どうぞ。

2. 第24回地下水・雨水等対策検討会の審議概要（報告）【資料Ⅱ／2】

- （県）それでは資料2、第24回地下水検討会の審議概要についてご説明する。前回フォローアップ委員会以降に開催されたのが、第24回の地下水検討会になるので、こちらの審議結果の概要という形になっている。
検討会では、前回に引き続きという形で、処分地での地下水の状況を報告したうえで、区画毎及び局所的な汚染源でのモニタリング結果をもとに、今後の進め方について、1

ページ、2ページに記載のとおり様々なご意見を頂戴し、その後の実施に反映しているところである。今回のフォローアップ委員会でも資料3でご審議いただければと思っている。

2ページ、遮水機能の解除前後の地下水への影響調査の結果として、遮水機能解除前後の結果をご報告し、これまでの結果から、現時点、これは4月時点という形になるが、それでは、海水の影響よりも周辺地下水の影響を受けているとの意見も踏まえ、塩化物イオン濃度に注視しながら水質モニタリングを継続している状況となっている。

次、4の追加的浄化対策及びリバウンド対策の終了要件の案について、地下水検討会での了承を得たため、当日の意見も踏まえ、検討会で承認された終了要件案を、今回のフォローアップ委員会の資料4でご審議いただこうと思っている。

3ページ、地下水・雨水対策の観点からの整地工事の検討についても了承を得たところであり、当日の意見を踏まえて作成した「整地工事における基本的方針」を資料5でご審議いただく予定としている。

○（委員長）中杉先生、何かコメントあるか。

○（委員）また後のほうでもう1回出てくるのだが、基本的に1つ、このところでおきたいことは、遮水機能を解除してどうなったかというのは興味があったところだが、遮水機能を解除しても、ホットスポット（以下、「HS」という）も含めて濃度はほとんど変化しなかったなというのが、たぶんそうなるのではないだろうかということ予想したが、そういうふうになっているということである。

逆に言うと、遮水機能解除後にきれいになってしまったというのは、それは非常にある意味で望ましいが、汚染物質が一気に海に流れ出すというようなことが起こっているのではないかと懸念として持たれるわけだが、そういうこともなかったと考えている。そう解釈できるのではないかとということで、前にHSできれいになっていないのに遮水機能を解除していいのかどうかという議論があったが、それはやはりそんなに心配しなくてもよかったのではないかとと思っている。

どっちに転んだらよかったのかというのは難しいのだが、一応結果としてはそのように解釈しているということである。

あとのところについては、後で資料Ⅱ／3とか資料Ⅱ／4のところ、またご説明いただくときに、ご説明したいと思う。

○（委員長）今、中杉先生が言われた分は、次回のときに、そのきちんとした結果を説明いただくことになっている。

○（県）はい、そうである。

○（委員長）内容的なものは次の２－３のほうが詳しく説明されているかと思うので、こちらへ行かせていただき、何かあれば戻っていただいても結構である。

それでは、議題の３番目に。

3. 地下水浄化の進捗管理（その３）（審議）【資料Ⅱ／３】

○（県）それでは、続いて資料３、地下水浄化の進捗管理（その３）となるが、こちらのご説明をさせていただきたいと思う。前回もその２でご説明しているところだが、それ以降に実施した追加的浄化対策の状況と、「環境基準の到達及び達成の確認マニュアル」に基づき実施している地下水計測の結果についてご報告する。

まず、局所的な汚染源ごとの追加的浄化対策の実施状況であるが、資料１－２でもお示ししたとおり、追加的浄化対策を処分地内の３箇所で行っている。２ページ以降、それぞれ（１）から（３）で具体的にご報告するとともに、その内容と現状を５ページ表１に、モニタリング調査状況を６ページ表２に整理している。

まず２ページ（１）になるが、こちらがHS-⑯、ここは区画⑪⑯付近のベンゼンの汚染という形での局所的な汚染源の箇所である。ここでは、下側に図１とあるが、こちらにお示ししているように、区画⑪⑯の南側、この図では下側になるが、こちらに浸透池を設置し、図に青い丸印をお示ししているが、この青い丸印の揚水井⑪-５、⑯-３、５、６、９、こちらからの揚水浄化を実施している。

今年の４月７日から１カ月間は、揚水浄化を停止し、地下水浄化対策停止後の水質の状況を確認した。そうしたところ、地下水浄化対策停止１カ月後においても、観測井⑪の水質は排水基準を満たしており、HS-⑯は観測井⑪に影響を与えない程度に浄化が進んでいることを確認している。

一方で、HS-⑯の揚水井の水質は排水基準を超過していることから、揚水井⑯-３、６、９から空気注入を行い、揚水井⑯-５から揚水を行う形で、図を見ていただければ分かるが、右側から入れて左側で揚水するという形の空気注入を併用した揚水浄化を実施している。引き続き、周辺の観測井の水質を確認しながら、継続実施していく。

３ページに進み、（２）はHS-⑳、こちらは区画⑳付近の１，４-ジオキサンの汚染となっている。ここでは、図２にお示ししているとおおり、真ん中やや下の左に井戸側、それから四角く囲っているが、釜場を２箇所設置しており、これら井戸側、釜場と区画㉔の中にある揚水井㉔-４、５、７、８、左下側になるかと思うが、こちらからの注水浄化を実施している。

このHS-㉔も、HS-⑯と同様に、今年の４月７日から１カ月間は、注水浄化を停止し、地下水浄化対策停止後の水質の状況を確認したところ、地下水浄化対策停止１カ月後においても、観測井㉔の水質は排水基準を満たしており、HS-㉔は観測井㉔に影響

響を与えない程度に浄化が進んでいることを確認している。

一方で、区画㊸の一部に透水性が低い、なおかつ深度が深い層に汚染が存在していることから、地盤に空気を送り、深い層に地下水の通り道を形成させ、揚水を実施している。さらに、図2で先ほど説明した釜場と釜場の間、それから、それを広げて拡張し、青い四角枠があろうかと思うが、今、画面で指し示しているところだが、そちらのほうまで拡張し、注水の浄化効果の向上を図っている。

今後、周辺の観測井の水質を確認しながら、雨水を利用した注水浄化を実施していく。

続いて4ページの(3)となるが、こちらがHS-D西、ここはD測線西側付近のトリクロロエチレン等の汚染となっている。こちらでは、過硫酸ナトリウムを注入井戸や注入トレンチから注入する化学処理を継続して実施している。

HS-D西についても、他の2箇所、今まで(1)(2)でご説明した2箇所であるが、こちらと同様に3月12日から1カ月間は化学処理を停止し、地下水浄化対策停止後の水質の状況を確認した。地下水浄化対策停止1カ月後においても、観測井HS-D西の水質は排水基準を満たしていた。

一方で、小区画B+30, 2+30、図をご確認いただければと思うが、小区画割りしているこの区画の一番左の上から3番目、図3であれば緑に着色しているかと思うが、こちらの観測井でトリクロロエチレンが排水基準を超過していた。これは、近くの集水井の撤去に伴う鋼矢板の設置工事等により、一時的な影響と考えられるものの、図3にお示ししている青い、注入トレンチを設置している範囲と書いているが、このようにトレンチの拡張を実施し、これで化学処理の対象小区画の全域をカバーするようになっているが、拡張して過硫酸ナトリウム溶液を注入している。

引き続き、周辺の観測井の水質を確認しながら、こちらでも化学処理を実施していきたいと思っている。

これらを、先ほどもご説明したが、5ページ表1にまとめている。さらに、一番右側には地下水・雨水対策等検討会の見解もお示ししているが、継続することとされているところである。

6ページの表2には、環境基準の到達に向けた地下水のモニタリング調査の状況をお示ししており、各ポイントともに排水基準の達成をお認めいただいた翌月から計測を継続しているということとなっている。

前回報告に加えて、今回、具体的には8ページ、9ページにまとめているが、今年の4月から6月の調査結果をご報告させていただく。

それが8ページ、9ページだが、10ページ表6には、排水基準の達成後、この6月まで、要は一覧表形式でお示ししている。この一覧表形式の中であると、処分地の状況が変化したようなイベントとしており、遮水機能の解除、遮水壁の引抜き期間と書いているが、こちらと、地下水浄化対策を一時的に停止したということを表6の上側、表ごとにご書かせていただいている。

8、9、10ページの結果としては、全ての地点で排水基準の超過はなく、このため、リバウンド対策は実施していないという状況になっている。また、1カ月間浄化対策を停止しても排水基準の超過は確認されなかったという格好になっている。

11ページに進み、今後の予定となるが、地下水の環境基準の到達に向け、地下水計測を継続するとともに、当面必要な追加的浄化対策を引き続き実施していきたいと考えている。

なお、追加的浄化対策を1カ月間は停止した状態で観測井の水質を確認したところ、排水基準を満足していることから、本フォローアップ委員会の資料4、後ほど提案させていただくが、4の審議・決定後、次回の地下水検討会で追加的浄化対策の終了をご審議いただく予定としている。

○（委員長） それでは、中杉先生、どうぞ。

○（委員） 基本的には、資料2のところで⑩と⑪のところにはエアスパージというのを入れて、さらに強化しよう。効果を見てみよう。エアスパージについては、透水性を高くしようということだが、資料2のほうに機能が書いてあるが、それは逆ではないかというご意見もあった。なかなか進まないの、やれることはやっぺいこうということで、やってみたというのがこの結果である。

⑩は、実は、観測井⑪が環境基準達成の評価対象のところだが、この濃度がこれを行っている間に少し下がってきたという傾向が見えている。ただ、これはよく分からないところがあって、今、⑪のほうから右から⑩のほうに水を引っ張っているの、⑪には濃度の高い水が行っていない可能性があるということと、それから、HSのデータを見ると若干減ってきているのだが、これはエアスパージングで地下水からは少し抜けているが、やはり土壌の存在全体を考えると、どう解釈していいのかというのは分からないところである。ただ、全体としては⑪のところは下がっているから、今後も続けていってはどうかというのが、今のところの結論になっている。

先にD西のほうをお話ししてしまうと、D西については小区画B+40, 3のところがかみ回しをしてしまうという、崩しをしてしまっ、池みたいにして、その池の中に化学処理剤を入れて分解してしまうという、かなり強引な方法で、これは効果があるのではないかと期待をしていた。その結果、B+40, 3のところは、モニタリング井戸はなくなってしまったのだが、残った水たまりという、その濃度は排水基準以下に下がってきた。

ただ、崩していない部分について、B+30, 2+30のところは少し高い状態で残ってしまったということ、県のほうで調査をしていく中で、少しにおいがしたということもあり、じゃあ、ここもやっぺいこうということで、今のところまだ今回のご報告の中には入っていないが、HSをやっている井戸についての様子を見ても、少し下が

ってきている。だから、D西については、追加的浄化対策をやって、ほぼ対応ができてきて、当初の追加的浄化対策の目標としていた排水基準をHSでクリアするというのも、達成できているのではないかと見ている。

HS-⑩についても似たような状況だが、本当はここもD西ぐらいの深さまで掘り込んでやられるといいのだが、なかなかそこまでできないということで、掘っているのだが、それでも完全に崩し切れていないところなので、今のところなかなかうまくいかない。

実際に、ジオキサンが溜まって、ジオキサンをくんだ水が溜まって、そのところは崩せていないので、エアスパーキングを併用して対策をして抑えていこうということで考えている。

そういう意味で、追加的浄化対策の後の議論に関わってくるわけだが、D測線西側については、追加的浄化対策で、我々が目標としていたものは達成できそうだが、⑩のHSと⑩のHSは必ずしも予断は許さないという状況であると見ている。

いずれにせよ、HS-D西については、現段階で判断しても、追加的浄化対策を今の段階でやめていいという判断になるかもしれない。ただ、ほかのところはそうではないので、この次の議題だが、追加的浄化対策の終了要件はどうするかという議論の中で、いろいろと議論したので、それをまた資料Ⅱ/4のほうでお話をしたいと思う。

取りあえず、資料Ⅱ/2とⅡ/3の関係について、現況はそういう状況である。

- （委員長）最後の中杉先生のご発言が、11ページ目の今後の予定で、排水基準を満足しているからうんぬんという内容と整合性が取れていないなという印象だが。
- （委員）最後に申し上げたD測線西側については、HSのところはほぼ。
- （委員長）いや、1箇所だけの話ではない。ここに書かれているのは。
- （委員）そうである。
- （委員長）事務局に確認したい。これは、ここを入れるべき話なのか。今、中杉先生のご議論を聞いていると、ここを書く必要はないのではないかと。
- （県）はい、この後の終了要件でもご審議いただくのだが、基本的には1カ月停止した状態で排水基準というのは満足していた。次の議題で審議いただく要件をクリアすれば、この中杉先生がおっしゃるような状況も解消されるのではないかと思っている。
- （委員長）中杉先生、この後で終了要件を見ていただくと、これはやはり地下水検討会

がイエスと言わないといけない。だから、今の話を聞いている限りでは、まだD測線西側は別として、それ以外の箇所については、追加的対策をまだやめるという決断にはなっていないような印象のことを中杉先生は言われているので、ここを削除したほうがいいのではないか。終了要件を議論するのは構わない。ただ、次回かけるという話をアナウンスしてしまうのは、やり過ぎのような気がして。今のお話を聞いていると。

- （県）はい、承知した。次の議題でも議論していただきたいと思う。
- （委員長）いや、次の議題は次の議題で独立して、終了要件を決めておくのはいい。ただ、もうあらかじめ今の段階で。
- （県）既にクリアしているというような表現がふさわしくないという意味で。
- （委員長）次回でもう審議していただくのだというのは、まだ未定のような印象を受けたもので。ここまで書くのは書きすぎだなという印象なので、そこは考えておいていただきたい。
- （委員）私自身もこれは終了要件をどういう議論をして出したかということの後でお話しするが、それを考えると、こういうことを書いていいのかどうかというのは。
- （委員長）分かった。これはフォローアップ委員会の資料なので、フォローアップ委員会向けにつくったはずなので、そういう意味では、ここは書きすぎだなという、今の印象なので、そこは削除させてもらう。
それから、私のほうから確認させてもらうが、図面上の問題と内容の問題で、まず、図1の、小区画⑩-5で白抜きの丸が入っているよね。この白抜きの丸は上の凡例には何も載っていない。こういうのはよくない。白抜きの丸があれば、それは何を表しているのかというのを入れないと。揚水井1の、いや、ほかのところは色が付いているから、色が付いてないものは何なのかというのを。
- （県）これは揚水井⑩-5というのがあるという位置をお示ししてあるだけなので。
- （委員長）であれば、使っていない揚水井というのを入れないといけない。
- （県）そういう記載をさせていただければと思う。
- （委員長）それと、その次の図2も同じだが、釜場を拡張し注水を実施している範囲と

というのが書いてあるのだが、どういう状況にしてあるのかというのが、この図だけでは読み取れない。ここまで掘り下げているのか。何mか掘ったわけか。

- （県） そうである。範囲を広げて。
- （委員長） それ分かるように書いていただきたい。
- （県） はい、分かった。
- （委員長） そして、そういう状態だとすると、前の図に書いてあるような浸透池的な色を塗ったほうが、分かりやすくなるのかもしれない。薄い水色をここの部分に。
- （県） 全体的にとということ。
- （委員長） そう。そういう配慮をしながら、それから深さがどのくらいの釜場と呼んでいる部分を拡張していったのかということをはっきりさせるように。
- （県） はい、分かった。
- （委員長） それからその次の図も、注入トレンチという言葉を使っているが、これとさっきの浸透池とか釜場とか、用語が、同じようなことをやるものでも同じ言葉ではないので。
- （県） 承知した。
- （委員長） ここは化学物質を入れて。だが、それは、そうだったらそれを浸透トレンチと呼ぶのか、何か言い方が。ほかのところも水が入っていることは入っているのだろう。
- （県） 入っている。
- （委員長） だから、そのところをはっきり、使っている用語を統一しながらうまく対応するように。
- （県） はい。
- （委員長） それから、その途中の文章で、鋼矢板を設置工事でうんぬんというのは、何

を言っているかよく分からない。一時的な影響だと。これで分かる人は、相当この問題をじっくり聞いている人なので、これを読んだときにずっと理解できるような理由付けをきちんとしておくように。これを説明してみてください。

○（県）ここは、前から継続してモニタリングしている中で、一時的に小区画B+30, 2+30でトリクロエチレンが本当に一時的に超過したのだが、それは、ほかのイベントごとと照らし合わせていくと、ちょうど集水井の撤去のために鋼矢板を設置していた工事をやっていたときに上がっていたという形に。

○（委員長）なぜそうなるという、鋼矢板の設置工事をしていると、なぜというところが抜けているのでは。その事象だけ捉えて、同じ時期にやっていたのがこれだからというのは、それでは説明にも何もならない。

○（県）そこは原因も含めたような形で記載するように直させていただく。

○（委員）要するに、基準を超えたか、超えないかというのは、基本的にはぎりぎりのところで動いている。だから、急激に上がってポンと超えたりすると、それは。

○（委員長）いや、それも理由には。後できちんと考えて、ここの記載を。

○（委員）記載は少し。

○（委員長）読んだ人が分かるように。

○（県）はい、承知した。

○（委員長）ほかにいかがか。全体的には排水基準は保たれているようだが、そう大きく改善されているという状況にはなっていないというのは、中杉先生の見解か。

○（委員）D西については改善されただろうと思う。

○（委員長）ああ、D西は化学処理で。はい。

○（委員）ほかのところはなかなか難しいということで。本当にD西がそこまで行けたというのは、汚染物質が溜まっているところを壊してしまった。隙間を。そこに水をためておいて、薬剤を入れて強引にやっちゃっている。かなり力任せというか、お金を掛

けてやっている。

○（委員長）分かった。この追加的浄化対策が終わるにあたって、なかなか難しいということは前から聞いているし、そうだろうとは思うのだが、高月先生も前から言われているように、見通し、今後の見通しというのはどうなっていくのかというのを検討して示していただけないか。

○（委員）後でお話をするが、終了要件という、追加的浄化対策を継続するかどうかのところは、継続はできないだろうという判断を前回の地下水検討会では行った。

○（委員長）その終了要件という話だけではなくて、今後の地下水浄化というのがどうなっていくのかというのを、長期的に。分からないなら分からないなりに、どういう要素をどう考えていくことになるのかということでもいいから。その濃度を予測しろという話ではないのだが、考え方を整理して示していただけると、我々も理解に役立つかなと。

○（委員）これこれこういう理由だからということは、議論をしている。ただ、そんな全体。

○（委員長）お願いだけしておく。ここで議論する話ではないなと思うので。

○（委員）時間的な話だけは、明確には言えない。

○（委員長）分かった。事務局のほうにお願いしておく。

それはやはり、今後の流れの中で、来年の3月には一応特措法の期限が来るわけで、その先もこの地下水浄化を続けていかなければいけないだろうという覚悟もしておかなければいけない時期が来ているのかなと思っているので。それにはどういうふうを考えていくのかというようなことを示していかないと、その後の県の取り扱い等にも方向性が示せないだろうという気がする。だから、このあたりでまとめる準備をしておく必要があると思うので、お願いしておく。

ほか、いかがだろうか。よろしければ次の議題に進ませてください。これも先ほどから話題になっていた話である。終了要件の話である。どうぞ事務局から説明を。

4. 追加的浄化対策及びリバウンド対策の終了要件の決定（審議）【資料Ⅱ／4】

○（県） それでは、資料4、「追加的浄化対策及びリバウンド対策の終了要件」の決定についてである。

追加的浄化対策及びリバウンド対策の終了要件の案については、6月2日の地下水検討会で作成されたことから、今回、フォローアップ委員会でご審議いただくものである。その内容については、別紙になる。別紙をご覧ください。

1の基本的な考え方については、令和3年8月のフォローアップ委員会で承認された「排水基準の達成後の地下水浄化に対する基本的対応」により、定められているものである。

まず、「追加的浄化対策」については、「排水基準の達成の確認後に、環境基準の達成を促進するため、必要に応じて局所的な汚染源に対して実施する地下水浄化対策」であり、実施時期については、図1の一番下になるが、「原則として遅くとも整地の開始までには終了」することとなっている。

もう1つの「リバウンド対策」については、「排水基準を再度超過するといったリバウンドが発生した地下水計測点において実施する揚水や注水浄化、化学処理、及びそれらを併用した地下水浄化対策」であり、こちらの実施時期については、図1の上から二つ目になるが、リバウンドが発生した場合ということになっている。これが基本的対応ということ決められている。

次に、2ページになる。終了要件についてである。

地下水浄化対策については、本来、積極的な浄化対策を実施することにより、排水基準を達成し、そのあとは、自然浄化により環境基準の達成を目指すこととしており、現在、環境基準の達成を目指している。

そのことを踏まえ、追加的浄化対策については、局所的な汚染源に対する積極的な浄化対策となっており、その対策の期間については、先ほども申し上げたように、「原則として、遅くとも整地の開始までには終了」することとなっており、その浄化目標については、「その地点の浄化が、今後の自然浄化対策を著しく阻害することがない程度に進み、自然浄化による環境基準の達成をできるだけ早めること」と整理できるものと考えている。

こういったことを踏まえ、今回、追加的浄化対策の終了要件については、記載の1つ目になるが、HS-⑩、HS-⑳、HS-D西の3箇所について、追加的浄化対策を停止した状態で1カ月間、表1に示している確認地点の地下水濃度が排水基準値以下であること。2つ目については、今後、自然浄化により地下水濃度が低下すると推定されること。この2つの要件に該当していることを、地下水検討会が承認することと考えている。

表1の上のなお書きになるが、地下水検討会が終了要件を満たしていることを認め、追加的浄化対策の終了を承認した場合であっても、地下水浄化を促進する観点から、県が対策を引き続き実施する場合には、これを妨げるものではないとしたいと考えてい

る。

次に、リバウンド対策の終了要件については、こちらも2つあるが、記載の2つの要件に適合していることを地下水検討会が承認することとしている。

1つ目については、リバウンド対策を停止した状態で、リバウンドが発生した地下水計測点の地下水濃度が排水基準値以下であること。2つ目については、地下水計測点で今後リバウンドが発生しないと推定されること。この2つを要件と考えている。

なお、記載の「基本的対応」について、リバウンド対策は「環境基準の到達まで」としていることから、環境基準の到達を申請する際には、その時点までのリバウンドの発生状況などを整理・検討し、申請後に、全ての対象地点でリバウンドが発生しないと推定されることを示したいと考えている。

- （委員長）その裏に参考資料として「基本的対応」を別添で付けてあるので、そちらもご確認いただければと。

それでは、中杉先生、たびたび申し訳ないが。

- （委員）今の案は、県の案をほぼそのまま、話をしながらだが、了承したという形で出している。

ただ、実際にはそんな議論ではないというのは、議事録を見ていただくとよく分かると思う。基本的な考え方として、2-4の別紙の最初の図1を見ていただくと分かるように、原則として遅くとも整地の開始までに終了するというので、「原則として」ではないのは何なのかという話になる。

先ほどHSについてきれいになった、だからこうだという説明だが、観測井はそうだが、HSは必ずしもそうではない。では、この原則としてさらに続ける必要があるか、では、どういう目標をつくってどういう手立て、先ほど永田先生がどういう見通しでと言われたが、では、具体的に県にこのぐらいやればこうだということが示せるか。残念ながら、私自身は示すことができないだろうと。そういう考え方だということで、私が最初に議論をさせていただいて、委員会としても了承したと。

だから、「原則として、遅くとも」ではなくて、「遅くとも」にすると。だから、終了時点は整地の開始の前。もちろん整地の開始の前にきれいになっていれば、そこで一応、追加的浄化対策をやめるというのが、HSの地点の濃度が排水基準を満たすということを目標としてやっていたから、そこはそれで地下水検討会が了承すれば、いいという話にはしている。

そういうことで結果としてつくるとのことなので、それだけでいくと、終了の要件というのは、整地をするときに追加的浄化対策をやめましょうということになる。

- （委員長）何か、説明いただいているが、説明になっていないような。

まず、終了要件の頭にかかれていゝ、「原則として」といゝのは、これを決めるときに議論になった。私の印象では、「原則として」といゝのはあくまでも原則論の話であつて、それ以上に延びても、延びることもあり得るよという意味での「原則として」。だから、地下水検討会が不十分だと、まだ追加的対策を継続すべきだということであれば、まだ延びる。そう解釈しないとけけないので。後ろが切られていゝからという議論は、ここではするつもりはないし、そういう議論ではないと理解してゝいゝ。

- （委員）フォローアップ委員会がそういうご判断であれば、それに従つて。

- （委員長）そうお示ししたはず。中杉先生の誤解だと思ふ。追加的対策の終了要件といゝのは何かといゝと、2つあつて、1つは事実関係だけ。追加的浄化対策を停止した状態で1カ月間、この3つの地点の地下水濃度が排水基準以下であるという事実を示せばいい。これは県で判断できる話で、あるいはこれは地下水検討会に諮る必要も何もない。その事実を示す。

ただ、今後、自然浄化により地下水が低下すると推定されるということ、ここはかなり曖昧な表現になつてゝいゝが、ここが担保されないと、地下水検討会では追加的浄化対策をこれで十分だとは言えないという話で、これが入つてゝいゝ。

だから、そのあたりの解釈が、先ほど、申請は出すといゝのは、申請の意思表示は県がそのつもりでゝいゝということは理解してゝいゝが、それが通るか通らないかといゝのは、事実関係としてこの1番目の条件はきつと満たしてゝいゝ。ところが、2番目はどうかといゝわれたときには、それを地下水検討会が納得できるよな形で示せるかどうかといゝのは、まだ私にも分かつてゝいゝないなと思ふし、中杉先生もご不満ではないかなと思つてゝいゝるので、そこのところは延長される可能性はあるということだと理解してゝいゝ。

- （委員）そこのところで、次の段階で、では、どういゝうふうな目標を立てて、どういゝうふうにやつて、それがいつごろになるのかと、先ほどの永田先生のお話になるが、そこについて何かを示すのは、非常に難しい。

- （委員長）それは先走つた議論で。いや、そうではなくて、ここに合致するかどうかといゝうことを次回の申請が出されるだろうから、それで判断してゝいゝだきたいという話であり、それで、まだ追加的対策は十分ではないといゝうのだったら、それも1つの結論だといゝうことで受け止めるので、そこを。

- （委員）分かつてゝいゝ。フォローアップ委員会の判断がそうであるといゝうことであれば、地下水検討会でその判断に従つて、もう1回議論する。

- （委員長）後ろの工程が決まっているから、そこまでにやむを得ずこれを承認するというのは、それはおかしいと。それは専門家のやることではない。
- （委員） 専門家のやることではないのかもしれないが。
- （委員長） はい。それはやめていただきたい。それは、今までやってきたことを無駄にしまうような話になってしまう。そういうことではないと思う。
ほかにご意見はあるだろうか。
だから、この終了要件としてこれでよろしいかどうかということで、まあ、基本的には地下水検討会のほうでご了承いただいているわけで、これをフォローアップ委員会で追認し、承認すれば、この手続きに沿った形で県のほうも対応できるということになるかと思うので。よろしいだろうか。
それでは、これはご承認いただいたということで、対応させていただく。
それでは、次の議題に入らせていただく。次の議題が5番目、「処分地の整地工事に関する基本方針」の決定。

5. 「処分地の整地工事に関する基本方針」の決定（審議）【資料Ⅱ／5】

- （県） 前回のフォローアップ委員会において、地下水浄化への影響や豊島住民会議からの雨水の排除方向についての検討要望を踏まえ設計作業を進めることが審議・了承され、6月に開催した第24回地下水検討会においても、地下水・雨水対策の観点からの整地工事の検討もご審議いただいた。今回は、その後の豊島住民会議からのご要望もあり、それらも踏まえて、「処分地の整地工事に関する基本方針」についてご審議いただくものである。

具体的には、イメージ図を見ながらご説明したほうが分かりやすいと思うので、3ページにイメージ図をお示ししている。言葉で話すだけでは、なかなかつかみづらいと思うので。

3ページは平面図だが、豊島処分地については、地下水の環境基準の達成が確認された後に、豊島3自治会に引き渡される。それまでの自然浄化対策については、雨水の地下浸透が重要であり、このため処分地を図にあるとおり、南側から北側に向けて緩やかな傾斜にする。それから、雨水の滞留機能を持たせるということである。

なお、雨水貯水の深さは、安全性に配慮し最大でも高低差は60cm以内にするように、また、その高さを調整できるように、青い矢印が西海岸のほうに出ていると思うが、こちらを挿し板付きの導水管とする。これは、沈砂池の排水で使用していたもので、現在は西海岸に埋設しているヒューム管、導水管を活用したいと考えている。

なお、現在、この地下水計測点の赤い四角に赤丸で示している区画⑩、これはHS-⑩付近、それから区画⑪、これはHS-⑪付近、南のほうにある。それからB+40、2+30、これはD測線西側だが、こちらにある浸透池、この3箇所については、自然浄化の促進やリバウンド時の揚水の浸透池として活用するために残置する。ただし、土地の引き渡し時には、この3箇所については埋戻す。それ以外の貯留トレンチ、処分地の東側にある大きな貯留トレンチや、先ほど言った3箇所以外にある浸透池については、整地工事に合わせて埋戻しをしたいと考えている。

これまで、県と豊島住民会議との協議で、処分地の引き渡し時には土堰堤を残置することが合意に至っている。松島先生のほうからも、以前からご指摘を受けているとおり、土堰堤の基部、基の部分が表面の雨水によって侵食を受けないようにする。また、海水の侵入の抑制、土堰堤の維持管理の観点から、土堰堤の高さは現状より1mほど低いTP+5.0mとして、また海岸側への傾斜も緩くしたいと考えている。

一方、整地後の西海岸については、現在、西海岸の山のほうに鉄塔がある。鉄塔の付近から南に向かって低くなり、管理道のところにTP+5.0mと書いている。こちらが最も低くなり、またそこから南側に行くにつれて徐々に高くなっており、現在、積み替え施設前の高さとして書いているところが、TP+5.7m程度となることになる。

なお、処分地について測量をしているとご報告もしていた。こちらの測量については4月から5月に実施しており、現在、処分地の東側、南側、北西側については山裾まで終わっている。また、北側、西側については海岸付近まで、南側道路付近については旧沈砂池2というのがあるが、そちらの付近までの範囲の測量を行っているところである。

この平面図以外に断面図も付けているので、次のページをお開きいただきたいと思う。

4ページに断面図をお示ししているが、処分地内というのは基本的には切・盛バランス切盛土工により、先ほど申し上げているとおり、できるだけ緩い傾斜とし、危険のない状態にしたいと考えている。

上から3番目に断面①とある。こちらで見ていただくと分かりやすいかと思うが、南側、図面でいうところの右側からの山のほうから全体的に緩やかに勾配をつけて、山側から流入する雨水を含めた処分地内の雨水が処分地内全域から浸透していくような形状とする。

また、松島先生からのご指摘があったとおり、北海岸土堰堤に影響が生じないように、土堰堤の法裾から地表面の雨水が集まる地点までの距離をある程度確保して影響が生じないようにしたいと考えている。

その1つ上の上から2番目にB-B断面というのがある。B-B断面の右側に西海岸付近の図面があるが、西海岸の付近というのは、現状の高さが5.0mということ、それから、整地後の北海岸土堰堤の高さも5.0mであり、西海岸についてもTP+5.

0 mに整地し、先ほどご説明したように、既設の導水管を呑口高が調整可能となるようにしたうえで、こちらについては残すと。処分地内で最も標高の低くなる中央の部分の西側から西海岸に向けて素掘りの水路を設置して、この呑口から導水管、既存のヒューム管につなげるような形状にしたいと考えている。

具体的にはその下の5ページの図に、導水管の構造を書いている。こちらに挿し板があり、通常時は挿し板により導水管の呑口高を高くし、処分場内に雨水を滞留させて地下浸透を図っていくと。

ただ、異常出水時には、どうしても処分地内の雨水を排除しなければならないことが生じる事態もある。そういうときに雨水を排除できるような構造としたいと考えている。

以上がご説明であり、一応、今後の予定を申し上げておくと、今回、本委員会でこちらの案をご了承いただいたら、この基本方針に沿って基本計画書、実施計画書がある。そちらについては、次回以降の撤去検討会でご審議いただいたうえで、適宜、フォローアップ委員会にご報告したいと考えている。

- （委員長）先ほどこのイメージ図が分かりにくいという話だったが、どうか。説明を聞いたうえで。
- （豊島住民会議）これが後の引き渡し、だから、環境基準を達成して安定した後に住民側に引き渡されるときの図面だそうだが、ここでこの事業に先ほど冒頭のところで言ったが、廃棄物等の処理事業のために造った施設は全て撤去していただきたいということだから、この下のヒューム管というのは、これまでの管理に要するというのであれば、それは県がそれまでの管理のために必要だということであれば、それは使ったら。別に積極的に使えとは言わないが。だが、これが引き渡しのときに、豊島に引き渡されるときに、これがこのまま残されるということでは、我々は。
- （委員長）その議論はもう少し考えて発言されたほうがいいと思う。基本的にこの後、自然海岸化しようという話になったときに、ここに排水機能がないと、もし、大量の雨が、豪雨のような形で降ったときに、あそこに溜まる。それを今ここで要求するのではなくて、よく考えてから、これ、正式図面は後ほど。今、こんな考え方で行くという格好だが、それをベースにして、だから、今言われたような要求がもしあるとすれば、正式図面のときに言っても遅くはないと私は思っている。これを今の段階では残すという格好にはなっているが、いや、もう要らなくなったなら、そうしていただいてもいいかと思うが、これをなくすとどういうことが起こるかということ、今申し上げたとおり、あそこが水浸しになる可能性だってある。それだけは理解しておいたほうがいいと思う。

○（豊島住民会議）今の件だが、3ページの土地の引き渡し時の平面図のイメージ図ということで、TP+3.3mのところでは赤い囲いがある。降った雨が溜まるというところで、TP+2.8mのところから茶色で順番にグラデーションして、図があるわけだが、ここに溜まる雨の集水面積というのはどれぐらいなのかということ、計算していただいて、実際、例えば1日あたり100mm降った場合には何cm溜まる、深さはというようなことを説明していただかないと。この図を見ると、せいぜいTP+3.3mというところで書かれている3倍程度の集水面積しかないので、100mm溜まっても30cmしか溜まらない。

○（委員長）それは100mmが1時間だけ続くという議論か。

○（豊島住民会議）いや、1日で100mm降ったとして。

○（委員長）今どき1日で100mmの議論では済まないのが、最近の豪雨の話ではないか。

○（豊島住民会議）ええ、なので、そういうのを具体的に示していただきたいということである。

○（委員長）分かった。集水面積はほとんどこれぐらいはカバーしているのだろう。若干、この右下ぐらいが抜けるぐらいで、あるいは山の東側なんかはもっと深いのかもかもしれないという気もするし、よく集水面積がどのぐらいかというのは、計算して出していきたい。

それから、直近の豪雨の状態というのも調べて、どのくらい溜まりそうかということも。

なかなか予定どおり、地下浸透率がどのくらいで、蒸散率がどのくらいという計算もなかなかできないので、急な豪雨だとそうもいかないという感じがするので、中に水が溜まる現象が、これから起きないとは限らないという気がしている。だから、少しそういうのを踏まえたうえで、ヒューム管の状態は考えてもらうということになろうかと思う。

あと、豊島事業で造った施設は全部取り除く、これは、何かこれ以外の図面とか、あるいは表とかで、ちゃんとこういうものをこれから取り除いていくということを示していただけるか。それで両方で確認するように。物が何なのかということを含めて。この図だけでは説明しきれないというところもあるので、正式な詳細図面が出来上がるときに、そういう資料も一緒に付けて出しておかれたほうがいいかと思う。

あと、分かりにくいというのは、どういう形で。

- （豊島住民会議）分かりにくいというのは、別紙の図、整地案のイメージ3という現場の写真のところに水色で矢印、雨水の流れを示した図があるが、この場合、HSの対策用の浸透池を設置するという事になっているのだが、その面積とか、同じように、先ほど引き渡し時の平面図のような形で図を書いてもらわないと、まだこれ、高度排水処理施設もあるし、沈砂池もあるし、そういう図面では。
- （委員長）分かった。ただ、それはなくなる。引き渡し的时候には。だから書いていない、これは。
- （豊島住民会議）いや、違う。県が管理するときの、沈砂池。浸透池というのは・・・。
- （委員長）この図が、まずどういう条件のときを書いているかという、引き渡し時のときを書いている。
- （豊島住民会議）違う。
- （委員長）そうなのか。
- （豊島住民会議）違う。それは、県が管理するときの図面だろう。違うだろう。
- （委員長）そこの誤解から出発しているのではないか。どっちなのか。
- （豊島住民会議）県が管理する。だから。
- （県）こちら図1の説明にもあるとおり、土地の引き渡し時のイメージ図である。
- （委員長）それが整地案。引き渡し時に向けた整地案。
- （豊島住民会議）土地の引き渡し図のイメージ図というのと、この次の別紙の整地案のイメージ図は同じものと言うのか。だから、出してと。だから、県が管理するときの。
- （委員長）分かった。県の管理するときの話というの、また別途、しっかり出さなくてはいけないのだろうが、今のこの引き渡し時の整地案というのが、これか。そこだけはっきりしたい。

- （県）そうである。
- （委員長）引き渡し時にどういう形をしているのかと。
- （県）図1は引き渡し時のイメージ図になる。
- （委員長）整地案の図の、これは写真に重ねた別紙がいけない。
- （豊島住民会議）だから、その整地案のイメージ図というのは。
- （県）これは、こちらとは時点が。
- （豊島住民会議）要するに、今年度末、この10月から整地を始める。3月末で一応事業としては終了する。整地作業が終了する。その時のイメージ図というのを見せてほしいという話で、ここに今、まだ池が残っていると。まだこの時点では来年の3月。
- （委員長）少し待って。それを見せてほしいだけに止めておいてください。それが、この図の整地案のイメージ図という3ページ目の図ではないだろう。これではない。これは違う。だから、この図は本当は入れてはいけないのではないか。
- （県）これは、地下水検討会の資料をそのまま、参考までに付けているという意味で、今回の資料の一連の同じ時点を示した図面ではないので、そこは誤解が出たという。
- （委員長）ああ、これがそう。今の別紙で示されたのは、この前にやられた地下水検討会での説明資料だったということ。だから、これは今回の資料ではない。これは、出したという、こういうものを出したうえで、今回の資料がつくられたということなので。
- （県）誤解が出たかもしれない。
- （委員長）だから、この別紙は無視すればよい。
- （豊島住民会議）いや、住民会議というか、私が知りたいのは、来年3月末のときの整地が終了した時点の現場の姿を一度示してほしいと言っている。
- （委員長）分かった。途中経過の話は、そういう形で、まだ、あるいは整地を始めてしばらくの間、さっきの議論ではないが、追加的浄化対策を継続すると言うのだったら、

そういう形状をしていなくてはいけないし、ここで書かれたような浸透池だとかを残すようになったら、それを残した図面に替えておかないといけないということ。いつまでそれがなくなるような状況になるかというのは、環境基準の達成がなされた後。だから、今なかなか想像ができないような時期の話をしているわけで。そのこのところを分けて示すように。

次回のこの引き渡し時の図面と同時に、途中経過の図面を、時点、時点をイベントで区切って、そのときにはこんな図になる、このときにはこんな図になる。詳細なものでなくてもいい。そこは。詳細は最後の図面が必要なので。

○（県）イメージ図のような形で、来年の3月までにどのような形にするかという。

○（委員長）3月だけではないと思う。当面は3月末なのだが、その先も、もしかしたらこういう格好で、こういうことをやっている間は残るとか、そういう書きぶりになってくるのではないかと思う。いいか。

図面として分かりにくいというのがそこだとすれば、あまりたいした話ではないなと思っているのだが、ほかはどうか。字が小さいのと、いろいろなことを書き込みすぎたというところもあるのかもしれない。

それからもう1つ気になっているのが、このヒューム管を残す、残さないは別として、使っている間もそうだが、外側、海側の水位が上がってくるというか、高潮とかあるいは台風だとか何とかのときに、堤防は越えないが、結構な高さになってくると、ここから逆流して水が入ってくる可能性もある。だから、ちゃんとそれをせき止められるような。

○（県）図5を見てご確認いただきたいと思うのだが、導水管の構造図というのを付けている。その上側の図を見ていただければ、海側のほうにはフラップゲートが付いており、外から押してきたら、自然と閉まるという形になっている。

○（委員長）ああ、そうか。そういうのを付けて、書いておいてもらわないと、何か心配になってきたなど。

今後の予定として、今、県が考えているのは、今のようなヒューム管の問題が残されているのは認識したうえで、最終的な図面をこれからつくっていく、そしてそれを工事の実施計画書につなげていく、その段階のときには、これから先は、地下水検討会のほうに全体の。

○（県）撤去検討会。

- （委員長）撤去か。撤去の検討会のほうに移すということ。
- （県）はい、そういうことである。
- （委員長）そこで進めていって、フォローアップ委員会のほうには、その検討の状況を報告するという形で、撤去検討会で詳細の整地はやっていく。これが最初の所掌事項の関係からすれば、そういう形になっていたということ。
- （県）はい、そうさせていただければと思っている。
- （委員長）はい。懸案は、このヒューム管の話だということは理解したので。それは後で、検討するように。よろしいか。
- （委員）今、委員長がおっしゃったように、段階的に整地の図面が替わっていくというご説明だったので、それで了解したのだが、ご存じのとおり、7月末までの間に当然ながら排水基準は到達したとしても、環境基準に到達したかどうかというのをチェックしていくためには、やはりそのモニタリングの井戸がずっと残っていくと思うのだが、それが最終的に全て環境基準を達成していれば、引き渡しの条件が満たされてくると思うので、その間は、モニタリングの井戸というのは残っていくので、先ほど、ヒューム管もそうだが、そういう段階的に残ってくるものも含めて、図面をしていただいたほうがありがたいと思う。
- （委員長）分かった。全部最後にこれを撤去するというだけではなくて、残っている施設は何なのかということもそれぞれ示しながら対応していくようにするので。
よろしいか。それでは、基本方針のほうは一応これでご承認いただいたということで、その後の検討は撤去の検討会のほうで進めさせていただく。
それでは、続いて、議題の6番目、その他である。まず、要請への対応について、事務局のほうから説明してもらおう。

6. その他

(1)「香川県並びに豊島住民会議に対する要請」への対応【資料Ⅱ／6—1】

- （県）資料6—1である。「香川県並びに豊島住民会議に対する要請」への対応である。
別紙1に添付しているとおり、高月先生、それから永田先生の連名の要請を受け、香川県と豊島住民会議で協議を進め、3月27日に開催した第48回豊島廃棄物処理協議会において、この後、別紙2に添付している議事録の抜粋のとおり、香川県と豊島住

民会議との間で合意に至ったことを報告する。

合意の内容については、別紙2の議事録抜粋の最終の6ページをご覧いただきたいと思う。

6ページに、高月議長の発言がある。合意した事項については、最後に議長のほうから発言がまとめていた。議長発言の3つ目のポツから7つ目のポツをご覧いただきたいと思う。

まず3つ目のポツ、豊島住民会議と県の間で合意したのは、第1段階の整地として、土堰堤を残置して処分地を引き渡すものとし、詳細については別途図面で定めること。

4つ目のポツ、土堰堤については、県が示している案、これは次のページに図面があり、その上側に土堰堤の断面図を記載している。そちらのことであるが、県が示している案のとおり施工する整地工事を令和4年度に行うことを確認した。

5つ目のポツ、「雨水排水の流れる方向」については、早急に双方で協議すること。これは、協議の結果が、先ほどご審議いただいた資料5の整地案である。

それから、6つ目のポツ、第2段階の整地については、豊島住民会議は要請を受け入れ、NPO法人を設立し、自然海岸化を含む環境整備事業を行うこと、また、県は本要請の一部に賛同できかねる箇所があり、そこは県の説明のとおりをすること、こちらについては、この同じ議事録抜粋の2から3ページに下線を引いた部分で県は説明したので、それを添付いたしている。そこは県の説明のとおりとすることで、豊島住民会議が了解したことを確認した。

7つ目のポツ、以上は、協議会の議事録に残ることとなる。

こちらの3ポツから7ポツの説明について、以上が、3月27日の処理協議会で合意した事項となる。

○（委員長）はい。我々参加していた人間ではないので、そこだけ読まれても、なかなか理解がいかないところもあるのかなと思うので、もう少し詳しく説明してくれないか。

○（県）それでは、先ほど説明を端折ってしまったのだが、この議事録の抜粋の2ページ目から3ページ目にかけて、下線を引いている。説明を端折ってしまったので、こちらについて発言させていただく。

今から申し上げるのは、県が同協議会で発言した事項である。

○（委員長）要請を住民側は受け入れるというのがどの部分か。

○（県）住民側からの要請書に対する発言というのが、この2ページの上側のほう、一番上にある。3月11日に正式な形で両者がこの要請書を受け取ったということである。今回、こういう形で先生方から提案されたことを非常に重く受け止め、豊島内で全体役

員会を開き、基本的にこの先生方の提案に沿ってやっていこうという形で島の中で決議をした。基本的にはこの内容で、今後も最終的な自然海岸化を目指して頑張っていきたいというふうには思っている。

それから、こういう形で合意するということがあるのだが、その中で具体的にどういう、土堰堤を残すにしても、ほかの場所の形状をどうするかというところについては意見があって、この後でまた述べるようになるとおっしゃっていた。これは、具体的には雨水・排水の方向の件である。

県の場合は、図面で当初、処分地全体から沈砂池機能を設けることとし、そこから西側へ排水するというような案をお示ししたところだが、これについては、南側から北側への排水の方向を検討してほしいという要請があったので、本日、ご審議いただいたような資料5の整地案になったところである。

それから、県については、今からご説明をするが、基本的には2段階で整地を行うことについては、第1段階の整地については県案で実施したいと考えているということをお願いした。であるので、要請書の四角にある(1)(2)(3)、まず、調停条項第9条に従って豊島処分地の引き渡しを行う前に、フォローアップ委員会が以下の事項を確認する。施設等の撤去の完了と、それは、豊島処分地全域での地下水の浄化の完了である。それから、(2)であるが、処分地の引き渡しの形状、形態としては、土堰堤を残置するものとして、詳細は別途定める図面によること。それから、引き渡しにあたっては、豊島住民会議は処分地の形状、形態が上記の図面と合致することを確認すると。今申し上げたこの(1)から(3)については、調停条項のとおりであり、県としては、異論はなかった。

ただ、その後の(4)から(6)までについては、一部賛同しかねる部分があったので、それは、今から申し上げる、この下線部分に記載したとおりの意見を申し上げた。

まず、NPO法人が実施する豊島処分地の環境整備等の対応について、香川県は支援・協力するという点。それから、引き渡し後にNPO法人が実施する豊島処分地の土地改変に対して、香川県は支障のない状態で引き渡す。それから、(6) NPO法人が行う土地改変において、本来、香川県の豊島廃棄物処理事業等で対応すべき廃棄物や汚染土壌が見いだされた場合には、これを香川県が除去し、適切に処理・処分する。また、香川県は関連する調査等を実施し、それらによる影響がないことを示し、豊島住民会議の確認を受ける。さらに、以上の対応・対処をまとめた報告書を提出するということがあった。

これについても読み上げたほうがよろしいか。

○(委員長) ええ。

○(県) では、発言したとおり読み上げさせていただく。

まず、4番目について、これについては、県としてはNPO法人に対して特別な支援・協力はできない。また、時期や内容が確定していない将来のNPO法人の活動に対して、現時点で支援・協力を約束することはできない。NPO法人の活動が具体的にになった時点で相談をもらえれば、県の施策や制度の範囲内で可能な支援・協力を行いたいと考えている。

それから、(5)については、県としては、引き渡し後の土地の改変に支障がない状態とは、土壤汚染対策法に基づく土壤の調査命令を受けない状態を意味していると理解しており、豊島処分地においては、専門家が、地下水が環境基準を達成したことを確認したことをもって、県は土壤汚染の恐れがないとみなすことで、引き渡し後の改変に支障がない状態で豊島3自治会に引き渡すことができると考えている。

それから、(6)については、引き渡し前に専門家により廃棄物等の撤去が完了したことの確認を受けており、県としては、廃棄物等はないものと考えていることから、約束することができない。万一、NPO法人の土地の改変において廃棄物等が現れた場合には、県としては、NPO法人や土地所有者と誠実に協議し、その結果、それが調停条項で定める本件廃棄物等であると確認された場合は、県が適切に処理したいと考えている。

いずれにしても県としては、特措法の期限である来年度末までに調停条項で豊島住民の方々と約束し整地工事を完了するため、ぜひとも県案での実施について同意をいただきたいと考えていると、このように発言をした。

- (委員長) 住民側がこれで合意したというのが、どこかに出てくるはず。それを説明してみてくれないか。
- (県) 5ページのところ。
- (委員長) 5ページか。5ページの何ポツぐらいが該当箇所なのか。
- (県) 5ページの、具体的に書いているのが下から2行目のところで、「そのとおり住民側も同意したということになる」というのが、具体的に住民側が同意したという発言の内容である。

上のほうに具体的な経緯を住民側のほうが述べられているのだが、県のほうの豊島住民の協議の中で、その「だから」という1つ上のポツのほうに、「県のほうも基本的なところは県の案をのむわけだから、応じてくれるだろうというふうに住民会議は思っていたところ、県と協議をしてもらいたいという話があった」。「その協議の結果、お二人の要請が、中身が後退するということは、これは覚悟しないといけないだろうと思っていた。しかし、それもやむを得ないであろうと。県の立場もあるから、できるだけ

のめる話をしないといけないと思い、県との協議を重ねた結果、先ほど発言されたようなまとめに至った」というのが、先ほど発言したというのが、県の発言として、この協議会で私が発言した内容である。だから、そのとおり住民側も合意したということになるというのが、住民側の発言であった。

○（委員長）はい。だいぶ分かりにくい格好で要請に対する回答が出てきているなという印象だが、今、県の説明を聞いたが、住民会議のほうから何かコメントはあるか。

○（豊島住民会議）住民側の受け入れたというのは、5ページのところで言うと、下側4つ目のポツの段落を読んでもらったほうが正確だと思う。

○（委員長）どういうことか。

○（豊島住民会議）だから、真ん中のところは、お二人の要請というのは非常に住民側にとって重いものがあり、受け入れる方向で2月27日に住民の全体会を開いたと。そこでこれを全部のむということの同意を取り付け。

○（委員長）いやいや、住民会議が合意したというので、この要請文どおり了解したというのは、もう既に聞いた話で。それはいい。そうではなくて、県が言っていることを住民が了解したというのは、ここに出てくる、今、県が説明した話のところか。

○（県）下から3つ目と2つ目のところ。

○（豊島住民会議）一応、県のほうが冒頭の書面、いわゆる香川県及び豊島住民会議に対する要請への対応ということで、別紙議事録のとおり香川県と住民会議の間で合意に至ったことを報告すると書いているのだが、ただ、これだけだったら、議事録のどこで合意したのかというのが分からないというのが、永田先生のお話ではないかと思う。そのところをもう少し書いておかないと、よく分からないということなのだろうと思う。

要は、基本的にこの処理協をやる前に、県との間で具体的にこの件をどういうふうに解決しようかということで話をして、今回の結論になったというのが、最後に住民側が、5ページのところで、これは大川協議会員がしゃべったところだが、確認も含めて申し上げたいという形で、この間の経過をずっと言っていて、それで、今日、県が説明した内容で住民側も同意するという形で言っているのが、5ページの下あたり。県との協議を重ねた結果、先ほど発言されたようなまとめに至ったわけであると。だから、そのとおり、住民側も同意したということであるという形で。

○（委員長）ええ、それは分かった。だから、それに対して何かコメントはあるかという話をお伺いした。いや、だから、県のこれでいいということがお答えか。それ以外に何かないかという話も含めて。

○（豊島住民会議）ああ、それ以外に。それ以外は、先ほど、今日議論された跡地の利用の関係で、水の方向をどう考えるかというところが残っていて、それが今、議論を県との間で詰めているという。

○（委員長）図面として、最後の形、引き渡しの形。途中経過も示してほしいというのは、それも受け止めたので。その図面自体はまだだから、まとまっていない。基本的に。だから、完全な合意状態ということではないわけで、これは高月先生が最後に言われている中でも、そういう形にまとめられているということだと思う。

詳細については別途図面に定めるという形になったということで、そういうふうにもまとまっていると。住民会議のほうはいいか。発言ないか。

では、高月先生、どうぞ。

○（委員）曖昧な表現になってしまって、分かりにくかったと思うのだが、そもそもこの協議会というのは、ご存じのとおり、公調委の調停条項に基づいて、住民側と県の意見を調整する会として設置されているものなので、従って、いろいろな時点でお互いに関わる共創の精神で譲れるところは譲って、押すべきところは押すというようなことで調整をしてきて、この協議会と併せて、一方、事務連絡会というものがあり、また、拡大事務連絡会で、おのおの弁護士がついているので、その方を交えたような委員会も設置されて、お互いに譲れるところは譲るという形で来たのだが、具体的に、直近の例で言うと、遮水壁の撤去の問題なんかは、県のほうはもう鋼矢板は少々残ってもいいのだということで最初はスタートしたのだが、住民側はやはり引抜くべきだということで、全部引抜けという話、結果的には、県のほうが譲歩して、住民側の意見を先に入れて、バイプロで引抜くということで進んで、このあたりは松島先生にもお世話になったところだが、そういう話があった。

もう1つ、整地の問題で、県側は当然ながら、土堰堤を残すということで、これは特措法の関係もあって、早く切り上げたいということがあったのだろうが、それに対して住民側が自然海岸にするべきだと、ここの対立は真っ向からぶつかり、なかなかこれが難しかったのだが、これは、永田先生の2段階で解決しようという案も提示していただき、それでかなり進んだ。

このように、この動きは、県側の意見は第1段階で入れて、あと、第2段階で住民側の意見を入れるという調整の仕方ができたというように思う。

それからもう1つが、今、石田氏がおっしゃったように、雨水の排除方向についても、当初、県側は西側へ全部雨水を出すという話だったが、やはり、自然の流れとして北側へ出すべきだという住民側の意見、これはかなり対立したのだが、これも事務連絡会等を含め何回も議論していただいて、今、案が出たように、基本的には北側へ向くという形になったようである。

このように、少しずつお互いに譲歩しながら進んできたというのが、協議会の流れになってきている。

今回、かなり曖昧な表現になったところは、要するに、先ほど永田委員長に説明されたように、もしも住民側に土地が渡されて、後から、その土地から廃棄物が見つかった場合にどうするかというときに、最初の案では県が責任を持ってやるという話だった。これを、県が表立って説明するというのが難しいということで、かなり県の側から要請があり、しかし、実質的には、その廃棄物が発見された場合には、県が責任を持って処理するというのを、この協議会の議事録で残すので、これで何とか了解してもらえないかという話になり、これは私自身、協議会の会長として、県のほうの意見に付度してしまったのかもしれないが、一応これで実質的には県の責任で後処分ができるということの言質が取れたかなと思ったので、ここをひとつ妥協して、この案で行こうということで、協議会の取りまとめを行ったという経緯がある。

そんなわけで、表現上、物足りない表現になったかもしれないが、協議会のほうの議事録でまとめるという形にしたので、そこを説明しておきたいと思う。

これが先ほどの説明の中の、3ページ目の⑥のところ、もしも見つかった場合、万が一、見つかった場合には、県が責任を持って処理するというのを、一応議事録で残すという形にしたということである。

ただ、今日、永田先生が付帯意見として出されてきたのは、これはまたそれで大変意味のある付帯意見なので、これをもしもこのフォローアップ委員会のほうで委員会の先生方が了承していただけるなら、ぜひこれはまたこのフォローアップ委員会の議事録として付帯意見を載せて残しておく必要があるのではないかと考えている。

十分な説明になっていないが、協議会の性質ということも含めて、ご理解いただければと思う。

○(委員長) 今の高月先生のご発言の中で、私の文書に対する誤解がおありになるのではないかと。これ自体はもう既に県と住民会議の両者に送ってある。私の意見だということで、これは公にさせていただき、別にこのフォローアップ委員会でご承認いただく内容ではないなと思っているので、そのつもりで対応願えればありがたいと思う。

○(委員) はい、分かった。

(2) 令和4年3月11日発出の要請に対する香川県並びに豊島住民会議の合意に関する付帯意見(永田委員長)【資料Ⅱ／6-2】

○(委員長) それでは、先に行かせていただいて、その他の6-1から6-2のほうで、この今の要請に対する香川県並びに豊島住民会議の合意に関する付帯意見ということで、私が出した資料を説明させていただきます。

今申し上げたように、これはもう既に両者には送付済みの資料である。基本的には、3月11日に高月先生、それから私の名前で要請を出させていただき、先ほど来、話があった、両者で共創の理念に沿った真摯な話し合いが行われて、一定の合意、ここで一定の合意というのは、先ほど申し上げたように、まだ正式な整地の図面が両者で合意されたわけではないので、一定の合意に至ったということである。そこまでこられたのは、一定の満足を得ているところである。

しかしながら、今後の対応について懸念される事項がある。特に、引き渡しが終わった後は、もう3自治会が独自にNPO法人を立ち上げてあそこを工事していくという民間の問題になるわけである。そこで問題が、例えば先ほどもお話が出てきた、廃棄物が残っていたなんていう、県がやるべき話に戻るような事態が起こっても、もうそこでは公調委もおられないし、このフォローアップ委員会もない。

というような、返還後は、第三者の関与がない状態でのいろいろな係争につながるようなことが生じる可能性があるわけで、そういうことを防いでおく、あらかじめ決めた手順で対応していくということをきちんと両者が了解しておく。それは非常に重要な話なのではないかということで、要請の中にもそれを書かせていただいたわけである。

ところが、それに対して地元豊島住民会議のほうは了解したということになったが、県のほうはいろいろ言ってきている。だから、それに対して、要請文を出させていただいた当事者の一人である私としては、懸念される事項については、あらかじめやはり、こう考えていたはずだという私なりの考え方を示させていただいて、それを残しておく、記録しておくということが重要なのではないかと思い、7月6日に作成して両者に送り、また、このフォローアップ委員会でも公開、ご報告させていただく。

まず1つ、先ほどの資料の中でも、ここからは違うと県が言った、香川県の支援・協力の問題である。まず1番目、我々が豊島問題から学んだこと、また得た大きな教訓というのは、将来の世代へつけ回しをしないということ、それから、将来に禍根を残さぬように、我々が今やるべきことはきちんとやっつけていこうと。そういうことが、我々が豊島から学んだことであった。

支援・協力をお願いしている豊島処分地の環境整備等の主な内容というのは、要請文の1や2にも書かれているように、北海岸の自然海岸化である。確かにこの自然海岸化の構想というのは、最終合意が22年前にまとめられたが、そのときには目標にされていない。ただ、その後、豊島の現状だとか、将来の情勢を豊島の方々が熟慮されたうえ

で、平成29年7月に、初めて豊島住民会議よりフォローアップ委員会に自然海岸化の構想が提示されたわけである。

令和4年3月14日付でフォローアップ委員会の委員の皆様や関係者に対して私が示した要請の発出とその理由では、北海岸の自然海岸化というのは、住民会議の方がおっしゃるように、豊島の状況から、将来世代への負担を減らしておこう、できるだけ少なくしようという発想。これは日本全国、少子高齢化の進んでいるような状況から考えると、当然、我々がやるべきことだと思っている。

と同時に、また、海洋汚染をそのまま放っておけばあそこに積まれている土堰堤の土がみんな海に流れ出していくと。それを自然海岸化することによって、事前に回避する。そうした対応をしていくというような、2つの重要な内容を含んだ方策であると判断されるわけで、まさに自然海岸化というのは、先ほど申し上げた、豊島問題から学んだ、つけ回しをしないという教訓、我々が今やるべきことを今やらなくてはいけないという教訓、その2つを実現していくその対象だというふうに理解している。

そうした点を考慮すれば、必然的に、NPO法人が行う処分地の環境整備に対して可能な範囲で支援・協力するのは、県の役割の大切なところではないかと考えており、そうしたことを要望しておく次第である。

2つ目が、今度は5番目の問題で、引き渡し後にNPO法人が実施する処分地の土地改変に対して、香川県は支障のない状態で引き渡すことということで、支障のないという状態を、県は、土壤汚染対策法に基づく土壤の調査命令を受けない状態のみというふうに理解しているわけであるが、確かに入り口では、この意味も当然含まれるわけであり、加えて、次に新たに廃棄物が発見される可能性も指摘しているが、その場合に、引き渡し後に、NPO法人が行う土地改変の中で豊島廃棄物等が見いだされた場合、あるいは、汚染土壤が見いだされた場合には、引き渡し後の土地改変に支障が生じるということになるわけで、「支障がない状態に」というこの条項に該当するというか、これに抵触するということになる。

それから、その支障のない状態の中には、処分地が先ほども議論したが、冠水するような状態で引き渡しを受けるのは、後々の工事に重機が入れないとか、いろいろな問題が生じかねないと思うので、そうしたことも含まれるかと思う。

従って、この条項では、引き渡し前の整地工事や引き渡し後に行われる可能性もある事象も含めて広範な事項が対象になるということになるので、この条項はきちんと理解して生かすべきだろうと思っている。県はこのことを認識して事業を進めるとともに、真摯にかつ誠実に対応しなければならないと申し上げておく。

それから、3の6番目、最後のところだが、今も触れたが、NPO法人が行う土地改変において、本来、香川県の豊島廃棄物処理事業等で対応すべき廃棄物、豊島廃棄物等が見いだされた場合、これを香川県が除去し、適切に処理・処分する。また、そのときにそれらの影響がないこと、それから、そうした状況にあることを住民会議の確認を受

けること。さらに以上の対応、対処をまとめた報告書を提出するという、詳細のところも決めておいたほうがいいだろうということで、これを入れさせていただいた。

これに対し香川県の回答が、「廃棄物等はないものと考えていることから、約束することができない」。これは万一、それがあった場合に処理する責任は香川県にあるという、万一の話を記載したのに、「約束できない」という回答なのである。これを聞いたときがっかりした。これでは、豊島問題の起こる前に戻ったのではないかと。豊島問題から我々は廃棄物に対する考え方を相当改めた。処理責任の話もそうである。排出者責任の話もそうである。どんどんこういう問題を強化して対応していく、そういうことを行ってきたのに、これでは、何を我々は豊島問題から学んできたのかというような表現になっている。約束することはできないとはどういうことか。責任がないとでも言おうとするのか。ここの約束できないというのは、私には理解できない。

一方で、先ほど高月先生のお話があったように、いや、その次の文章では、県が適切に処理したいと考えているということを約束している。こういう曖昧な不誠実な態度、そして、今までの豊島問題に対する考え方、我々も世界も、それから一般の方々全てにわたって、この廃棄物に対する考え方を改めてきた流れの中で、なぜまだこんなことを言っているのかという、その状況に対して憤りを覚えているところで、これは許される問題ではないのだというふうに書かせていただいた。

その上記の条文に記載した事態は、万が一のことであるが、一方で、廃棄物処理の処理完了後にも、残念ながら豊島処分地では再三にわたって新規の廃棄物が発見されている。だから、こうした事態も想定しておくべきことだというふうに理解している。先ほど申し上げたように、そのことが起こったときの対処方法もあらかじめこうするという詳細を定めておくことが、その後の紛争や係争を回避できるものだろうと思っている。だから、ここの条文はそのまま生かして、もし、そういうものが発見されたとき、ただ、それが豊島廃棄物等かどうかというのは、議論があるところだと思う。その条件によっては豊島廃棄物等ではないという場合もあるかもしれない。そのところは、いろいろと議論とか、見いだされた廃棄物の性状調査だとか、いろいろなことが必要になってくるだろうと思っている。

ということで、この付帯文書を掲げ、両者にはお送りさせていただいた。以上である。何かもしご意見等があれば、お聞かせ願いたいと思っているが、いかがか。

高月先生に振ってもいいか。何かあれば、お願いできればと思う。

- (委員) 私も先ほど述べたところだが、このフォローアップ委員会で永田先生がこの付帯意見を述べられて、住民側も県側にも送られたということは、それは了解したのだが、このフォローアップ委員会の議事録としてこの付帯意見を載せることについて、皆さん方が、この委員会の方々が了解されるかというのは、私は重要なことだと思うのだが、いかがか。

- （委員長） こういう報告があったというのは。
- （委員） 残させていただいても結構だと思うが。そのあたり、皆さん方のご意見をお聞きしたいと思うのだが。
私自身は、せっかくの機会だし、ぜひ残していただきたいと思っているが。
- （委員長） 既に出した話なので、記録だけ残していただければそれでもいいかなと思っているので。
それでは、この問題については終わりにさせていただく。次は6-3の藻場の調査の実実施速報である。

（3） 遮水機能の解除後における北海岸前の海域でのアマモ場の調査の実実施速報（報告）【資料Ⅱ／6-3】

- （県） 資料6-3、遮水機能の解除後における北海岸前の海域でのアマモ場の調査を今回実施したので、その速報について、ご報告させていただく。
なお、遮水機能の解除前については、アマモ場は、令和3年6月28日から30日に、ガラモ場は、令和4年1月26日に実施している。
今回の、遮水機能の解除後の調査については、前回、4月15日に開催したフォローアップ委員会で承認をいただいた「生態系調査の実実施計画」に基づき、6月21日から23日にかけて調査を実施した。
調査地点及び調査項目については、遮水機能解除前と同じで、記載しているとおりである。
2ページに、調査を行ったときの状況について、写真を掲載しているのでご覧いただければと思う。
写真1については、アマモの密生の状況である。船の上から、また海面の上からの写真となるので、分かりにくいかもしれないが、ほぼ一面、アマモが群生、繁茂している様子が見てとれると思う。
また、こちらも分かりにくいかもしれないが、左下などに白く丸く写っているものがあるが、こちらはクラゲの浮遊が多く見られたという状況になっている。
写真2については、葉上付きの動植物を調査するために、船上で前処理を行っている状況の写真である。
写真3については、分かりにくいかもしれないが、コメントを入れているが、船に乗ってGPSでアマモの繁茂している範囲を記録している状況ということになる。
写真4以降が捕れた魚等だが、写真4については、カゴ網により細長いアナゴや白いハリイカが捕れている。写真5と6については、建網で捕れたもので、種類もたくさん

あり、ハモ、ヒラメ、マコガレイ、モンゴウイカなどが捕れた状態を報告させていただく。

今後については、調査結果を取りまとめ、次々回のフォローアップ委員会でご報告させていただく予定としている。

また、ガラモ場の調査については、来年、令和5年の1月に実施する予定としている。

- （委員長） 門谷先生、何かコメントはあるか。藻場調査の話で何かあれば。

- （委員） 安全に終了したということで、非常に喜んでいる。今ご報告にあったように、非常に生態系の上位に位置する魚介類が非常に多種類、豊富に捕れたということ非常に喜んでいる。以後は、生態系の底辺を担う微細藻類やそのプランクトンなどのデータがたぶん出てくると思うので、そういうものを見ながら、この1年でどう変わったのか、どういう方向性があるのか、いわゆる北海岸自然海岸化の実効性をどのように評価するかにつながるようなデータが出ると信じている。非常に期待しているところである。

- （委員長） 何かあるか。この写真を見て。

- （豊島住民会議） まだ抜いたところだから、期待している。豊かな海になると思っている。

- （委員長） 建網の結果で、イカが結構捕れるものか。

- （豊島住民会議） 今、ちょうど産卵時期だから、アマモがあるから、アマモの根っこの部分に卵を産み付ける。だから、アマモのところに卵を見つけたら、それはイカになり、また1年後に帰ってくると。

- （委員長） 準備した資料は以上で終わりである。はい、全体にわたり何かご意見等あればお願いしたいと思うが、いかがか。よろしいか。
基本的には、次回はだいたいいつごろを考えているのか。

- （県） 今のところは9月もしくは10月ごろを考えている。

- （委員長） そうか。分かった。よろしく願います。
それでは、終了にあたり、最後にまた傍聴人の方からご意見を頂戴したいと思う。豊島住民の代表者の方、どうぞ。

VI 傍聴人の意見

<豊島住民会議>

○（豊島住民会議）2点あり、1つは資料4の追加的浄化対策及びリバウンド対策の終了要件のところ、追加的浄化対策については、必ずしも9月、整地開始までに終了するということにはこだわらないというお話だったのだが、今後、どういう形で地下水・雨水検討会で検討されていくのか。もう7月も半ばになるから、あと9月といたらひと月少ししかないので、今後の方針なりスケジュール等を教えていただきたいというのが1点である。

2点目は、この処分地の整地工事に関する基本方針のイメージ図を説明された際に、現場の測量は4月から5月でだいたい実施し完了しているというお話だったが、その測量結果に基づいて今後どういう形でイメージ図なりを出されていくのかということについても、進め方についてご説明をお願いしたいと思う。

○（委員長）まず、後段の話の、測量が終わって、整地の関係を詳細な図面で、そちらで作り上げていく、その整地の関係は基本的には住民と県との間の協議事項。我々は、別にそれは、サゼッションとかはするが、基本的には整地をこうしていくという決定は、県と住民の間でやっておくように。そういう流れだから。そのあたりの日程的なものはどう考えているか、説明しておくように。

○（県）はい。測量の結果もあるし、あとは今回の中でもご指摘があった雨量とか、浸透量とかそのあたりの検討も今、進めているところである。

豊島住民会議との事務連絡会が次回は7月19日に予定されているので、そちらのほうでも何らかの資料をお示ししてご説明をさせていただきたいとは思っている。

そういった形で、これまでも事務連絡会の場合とか、あとは臨時で事務連絡会をしたり、そういった場を詰めてやるということも想定しているので、その後に、また先ほど申し上げたように、撤去検討会でイメージ図とか図面とか、そちらのほうもお示ししながら検討を進めていきたいと考えている。

○（委員長）整地工事自体は、下期、だいたい10月。

○（県）10月からの予定にしている。

○（委員長）そうすると、今は7、8、9の間でまとめるということになる。だから、7、8、まあ、9はもうきっと合意が得られたような格好の図面に仕上げているかなくてはいい

けない。

- （県）9月には実施計画を。
- （委員長）実施計画をもう出していかななくてはいけないから、あと2カ月ぐらいの間で対応していかななくてはいけない。1カ月半か。
- （県）今後、事務連絡会の場と、あとそれと最終は処理協議会、夏に予定している。そちらのほうで合意をいただきたいと思っているので、それに向けて取り組んでいきたいと思っている。
- （委員長）だいたいイメージがわいたろうか。
それから、前半の終了要件の話で、こっちも県としてはどういうふうに対応していくつもりなのかというのを書いてみてくれないか。
- （県）はい、今日、終了要件のほうを確定させていただいたので、それに基づき、我々としてはデータ整理を進めて、今のところ、7月末までには地下水検討会を開催し、そこでご判断いただければと思っている。
- （委員長）はい。ということでいいか。それを受けて、今、私は中杉先生に振るのは気の毒だと。中杉先生のご判断だけではなくて、地下水検討会でそれを受けてどう判断していくかということが決まってくるわけだから。
- （委員）はい、そのところは永田先生から、どのくらいこの先見ているのかというお話があった。地下水の水質がどう変わっていくかという。今後の展望。
- （委員長）それはまた別途、展望を数値的にとか、あるいは定量的にとかいうような話でなくてもいいから、来年の3月以降もきっと地下水の問題は何かの格好でつなげていかなければ、環境基準の達成はできない。それをどういうふうに進めていくつもりなのかというのをそろそろまとめていかななくてはいけないので、今のような見解をいろいろお聞かせ願いながら、それをフォローアップ委員会で対応していきたいと思っている。
- （委員）もう少しデータの解析も含めて、県にやってもらい、それを踏まえて地下水の検討会で議論する。

- （委員長）はい、よろしく願います。
それでは、公調委の田中さん、どうぞ。

<公害等調整委員会>

- （公害等調整委員会）特にない。

Ⅶ 閉会

- （委員長）それでは、以上であるが、事務局のほうから何かないか。いいか。今後も対応のほどお願い申し上げておく。
今日は、長時間にわたり、どうもありがとう。

以上の議事を明らかにするため、本議事録を作成し、議事録署名人が署名押印する。

令和 年 月 日

議事録署名人

委員

委員